押印の見直しに係る公害等調整委員会 所管法令の改正について

公害等調整委員会事務局

改正の経緯

「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣 議決定)において、原則として全ての見直し対 象手続(所管する行政手続等のうち、法令等又 は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書 面の作成・提出等を求めているもの、押印を求 めているもの、又は対面での手続を求めている ものをいう。) について、恒久的な制度的対応と して、規制改革推進会議が提示する基準に照ら して順次、必要な検討を行い、法令、告示、通 達等の改正やオンライン化を行うこととされ ています。

これを踏まえ、公害等調整委員会において検 討を行い、都道府県公害審査会等に提出する あっせん、調停又は仲裁の申請書等への押印を 不要とするなど、所要の改正のため、公害紛争 処理法施行令(昭和45年政令第253号)の改 正を含む「押印を求める手続の見直し等のため の総務省関係政令の一部を改正する政令 | (令 和3年政令第29号)が令和3年2月15日に公 布され、公害紛争処理法施行令の改正部分は同 日に施行されました。

また、公害等調整委員会に提出するあっせん、 調停又は仲裁の申請書等への押印を不要とす るなど、所要の改正のため、「公害紛争の処理手 続等に関する規則の一部を改正する規則 | (令 和3年公害等調整委員会規則第2号)が令和3 年1月14日に公布、施行されました。

なお、土地利用の調整に関しても検討を行い、 宣誓書への押印を不要とするため、「鉱業等に 係る土地利用の調整手続等に関する法律の施 行等に関する規則の一部を改正する規則」(令 和3年公害等調整委員会規則第1号)が令和3 年1月14日に公布、施行されるとともに、鉱

業等に係る行政処分に対する不服裁定の申請 書への署名押印を不要とするなど、所要の改正 を行うため、鉱業等に係る土地利用の調整手続 等に関する法律(昭和 25 年法律第 292 号)の 改正を含む「デジタル社会の形成を図るための 関係法律の整備に関する法律案」が令和3年2 月に第204回国会に提出されました。

改正の内容

今般の法令改正により、公害紛争処理手続に おいて、以下の書面について、申請人等の押印 を不要とすることといたしました。

- (1) 都道府県公害審査会等に提出する書面
 - ・あっせん、調停又は仲裁に係る申請書
 - ・調停に係る参加申立書
- (2) 公害等調整委員会に提出する書面
 - ・あっせん、調停又は仲裁に係る申請書
 - ・調停に係る参加申立書
 - ・責任裁定又は原因裁定に係る申請書
 - ・責任裁定又は原因裁定に係る参加申立書
 - ・責任裁定又は原因裁定における宣誓書
 - ・責任裁定又は原因裁定における証拠保全の 申立書
 - ・原因裁定における利害関係者の参加申立書

3 その他

都道府県公害審査会等に関連する法令改正 については、公害等調整委員会ホームページ中 の以下URLの「公害紛争処理法等の改正」に 掲載しておりますので、御覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi /for_local-government.html

